

令和５～９事業年度会計監査人候補者の選定に係る 企画提案書の募集について

令和５年８月７日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
契約担当役 川島 均

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人通則法（平成１１年７月１６日法律第１０３号。以下、「通則法」という。）第３９条の規定により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受けなければならないこととされています。

当該会計監査人の選任は厚生労働大臣が行いますが、その選任に当たっては、当法人が候補者を選定し、候補者の名簿を厚生労働大臣に提出することとされています。

このため、令和５事業年度の会計監査人候補者名簿を作成するに当たり、当法人の会計監査人に就任する希望をお持ちの公認会計士又は監査法人の方（通則法第４１条第１項に該当する者としします。また、同条第３項に該当する者並びに厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議構成員の属する監査法人は対象外とする。）から、企画提案書作成要綱に基づく企画提案書を募集します。

今回の候補者の選定は、令和５～９事業年度の複数年としますが、毎年度、厚生労働大臣の選任を受けることから契約期間は単年度毎となります。

なお、令和６事業年度以降については、厚生労働大臣の選任を求めるに当たり、前年度において厚生労働大臣により選任された候補者から監査計画書等を提出頂きます。当法人においてその内容を確認し、適切であると認められる場合に限り、引き続き厚生労働大臣の選任を求めることとします。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

記

１．業務内容

通則法第３９条に規定する会計監査人の監査業務

２．応募資格

通則法第４１条に規定する資格を有する者であること。

３．企画提案書の記載内容等

「企画提案書作成要綱」を参照して下さい。

４．企画提案書作成要綱の交付

企画提案書作成要綱は、本公告の日から企画提案書提出期限の前日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付します。

（１）宛 先 kawada-ke@nozomi.go.jp

(2) 件 名 「令和5～9事業年度会計監査人候補者の選定」企画提案書
作成要綱の送付依頼 とすること。

(3) 本文には、会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

5. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年8月23日(水) 17時とします。

(2) 提出先 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
総務部会計課補給係 担当：川田圭祐
電 話 027-320-1315
F A X 027-320-1656
Email 4.(1)に同じ。

(3) 提出方法 1部を持参、郵送(書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと。)、又は電子メールでPDF ファイルにて提出すること。
なお、電子メールの場合は以下の方法により提出すること。
これ以外での提出は無効とします。
・プリントアウト時にA4判となるように設定。
・着信の確認。

(4) 注意事項

- ① 提出された企画提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しできません。また、一切返還いたしません。
- ② 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

6. 企画提案書の募集に関する質問の受付

(1) 受 付 メールにてお願いします。(宛先は4.(1)に同じ。)

(2) 受付期間 令和5年 8月 9日(水) 9時から
令和5年 8月17日(木) 15時まで

(3) 回 答 令和5年 8月18日(金) 17時まで
質問者及び質問者以外のすべての参加者に対して、電子メールにより通知します。

7. プレゼンテーションの実施

提出いただいた企画提案書のプレゼンテーションを令和5年8月25日(金)に実施します。なお、詳細は後日連絡します。

8. 企画提案書の審査

当法人の審査委員会において、提出された企画提案書を審査し、会計監査人候補者を選定します。

なお、審査に当たっては、次のような視点について評価します。

(1) 監査方針

- ① 監査業務への熱意・姿勢等
- ② 当法人に対する理解度
- ③ 当法人のリスクの把握度

(2) 提案の的確性

- ① 監査を行う者の人数・経験等の妥当性
- ② 監査日数・期間の妥当性
- ③ 監査費用の合理性

(3) 提案の実現性

- ① 品質管理体制の妥当性
- ② 監査のサポート体制の妥当性

(4) 提案者の実績等

- ① 独立行政法人に対する実績
- ② 独立行政法人会計制度に対する実績

(5) ワークライフバランス等の推進

- ① 女性活躍推進法に基づく認定
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- ③ 若者雇用促進法に基づく認定

9. 当法人の業務内容等

当法人の業務内容等につきましては、当法人のホームページ(<https://www.nozomi.go.jp>)を参照して下さい。

※ 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、当法人のホームページの「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力のお願い」をご覧ください。

(アドレス <https://www.nozomi.go.jp/supply/pdf/03/01.pdf>)